

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人すくすく岐阜（以下「この法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（理事長、業務執行理事及びその他理事をいう。）並びに監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、水泳指導料は、役員の報酬とは別に他のインストラクターと同様の基準で、指導時間又は指導回数に応じて支給されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、業務執行理事の職務執行の対価として理事会で承認した者に対し報酬を支給することができる。

2 当該役員の報酬は、月額5千円とする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬は、理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、こ

れを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益社団法人すくすく岐阜の設立の登記の日から施行する。